

新たに設置された附属機関等に係る協議結果（一覧）

～会議の公開・市民公募委員の選任について～

① 「歩くまち・京都」総合交通戦略策定審議会（第1回会議：令和2年10月）都市計画局 歩くまち京都推進室		
附属機関	<会議の公開> 公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：2名）
<目的> 策定から10年が経過した，本市の交通政策におけるマスタープランである，「歩くまち・京都」総合交通戦略について，改定等に関する事項について審議する。	/	
	<市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については問題なし。	
② 京都駅東南部エリアにおける市有地の活用に係る契約候補事業者選定委員会（第1回会議：令和2年10月）都市計画局 すまいまちづくり課		
附属機関	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的> 東南部エリア市有地を活用する契約候補事業者の選定，及びその他必要な事項等を審議する。	/	
	<市民協働推進担当の意見> 非公開部分では，法人等の事業活動に関する情報及び審議，検討，協議情報を取り扱うため，「京都市情報公開条例第7条」第2号及び第5号に当てはまる。 委員公募については問題なし。	

③ 旧九条山浄水場跡地の活用に係る優先交渉権者選定委員会（第1回会議：令和2年11月）上下水道局 経営戦略室

<p>附属機関</p>	<p><会議の公開> 非公開</p>	<p><市民公募委員> 公募しない</p>
<p><目的></p> <p>旧九条山浄水場跡地の有効活用を行うことについて、本市と優先的に交渉する者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、募集要項や事業者提案について専門的な見地から審議する。</p>	<p>法人等の事業活動に関する情報及び審議・検討・協議情報に該当するため</p> <p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議は非公開部分であるが、事業者から提出される設計図面や設備等の詳細書類や、価格や活用の範囲等の特定情報等、法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条」第2号及び第5号に当てはまる。</p> <p>委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として旧九条山浄水場跡地の活用に関する募集要項や事業者提案について、岡崎エリア・蹴上エリアの歴史的・文化的価値を踏まえた上で、専門性の高い内容を議論してもらうことが主な目的であるため、特定の個人、企業、団体等に関する審査・意見聴取等を行うもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員を入れることが困難であると認める。</p>	<p>旧九条山浄水場跡地の有効活用を審議するにあたっては、岡崎エリア・蹴上エリアの歴史的・文化的価値への十分な知見を有しており、且つ審議内容に関連する高度な専門的知識（文化財、まちづくり、会計士、経済に関する専門家）が必要であるため。</p>